

三条市監査委員告示第 1 号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、本書のとおり同法同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成28年1月26日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 下 村 喜 作

記

- | | | |
|------------|--|---|
| 1 監査の対象 | 「平成27年度公の施設の指定管理者監査報告書
(中央いきいきセンターほか5施設)」のとおり | |
| 2 監査の対象施設等 | 同 | 上 |
| 3 監査の期間 | 同 | 上 |
| 4 監査の方法 | 同 | 上 |
| 5 監査の着眼点 | 同 | 上 |
| 6 監査の結果 | 同 | 上 |
| 7 ま と め | 同 | 上 |

平成27年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(中央いきいきセンターほか5施設)

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者監査未実施の指定管理者及び所管課の平成26年度、平成27年度（8月末まで）に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
中央いきいきセンター	社会福祉法人県央福祉会	福祉保健部 高齢介護課
田島いきいきセンター	田島二丁目区自治会	
農業体験学習施設	よってげ邸管理組合	経済部 農林課
八木ヶ鼻温泉保養交流施設	株式会社下田郷開発	経済部 営業戦略室
八木ヶ鼻オートキャンプ場	八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合	
中浦ヒメサユリ森林公園	中浦ヒメサユリ森林公園管理組合	建設部 建設課

3 監査期間 平成27年9月17日から平成28年1月26日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
 捧 厚 雄
 下 村 喜 作

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適正に行われているか。
- オ 施設の管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。

第2 団体及び施設の概要

1 社会福祉法人県央福祉会

社会福祉法人県央福祉会は、公募により、平成23年度から中央いきいきセンターの指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 中央いきいきセンターに係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	社会福祉法人県央福祉会 1 設立年月日 昭和54年8月11日（法人登記 昭和54年8月30日） 2 役員数及び雇用人数（平成27年9月1日現在） 理事 12人 監事 2人 評議員 25人 正職員 303人 臨時及びパート職員 158人 3 所在地 三条市田島二丁目22番28号 4 主な事業 総合福祉施設の経営		
設置目的	高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るとともに、その健全な生活を推進し、併せて市民の福祉増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。		
所在地	三条市本町四丁目3番1号		
内容 (主なもの)	敷地面積 320.66㎡ 建築構造 木造、二階建 複合セラミック瓦葺 延床面積 263.72㎡（1階 165.18㎡、2階 98.54㎡） 主な諸室 1階 食堂、台所、団らん室、教養娯楽室 2階 ふれあい交流室、教育研修室		
使用時間	午前9時から午後10時まで（使用室、使用区分により異なる）		
休館日	日曜日及び土曜日、12月29日から翌年1月3日まで（使用室、使用区分により異なる）		
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成12年10月1日		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用人数	5,822人	5,462人	2,146人
指定管理料	5,788,000円	5,834,000円	5,834,000円

（注）利用者及び指定管理料は平成25年度及び平成26年度は実績、平成27年度は8月末現在及び当初額を示す。

表2 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	平成26年度			平成27年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	7,276,000	6,883,179	△ 392,821	7,115,000
指定管理料	5,834,000	5,834,000	0	5,834,000
利用料金収入等	1,441,000	1,048,890	△ 392,110	1,280,000
預金利息	1,000	289	△ 711	1,000
支出	7,276,000	6,945,466	△ 330,534	7,115,000
人件費	5,431,000	5,413,290	△ 17,710	5,457,000
事務費支出	567,000	427,501	△ 139,499	418,000
旅費交通費	20,000	12,000	△ 8,000	18,000
消耗品費	65,000	82,242	17,242	20,000
修繕費	37,000	27,432	△ 9,568	20,000
通信運搬費	40,000	38,365	△ 1,635	39,000
業務委託費	180,000	137,916	△ 42,084	175,000
手数料	10,000	3,240	△ 6,760	5,000
損害保険料	10,000	6,040	△ 3,960	0
貸借料	96,000	96,000	0	96,000
租税公課(消費税)	31,000	24,266	△ 6,734	17,000
その他	78,000	0	△ 78,000	28,000
事業費支出	1,232,000	1,104,675	△ 127,325	1,130,000
給食費	705,000	545,979	△ 159,021	576,000
教養娯楽費	15,000	13,990	△ 1,010	15,000
水道光熱費	310,000	302,370	△ 7,630	300,000
燃料費	180,000	144,968	△ 35,032	150,000
備品購入費	0	79,704	79,704	80,000
その他	22,000	17,664	△ 4,336	9,000
その他	46,000	0	△ 46,000	110,000
収入－支出	0	△ 62,287	△ 62,287	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	平成26年度			平成27年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入(地域交流会)	15,000	11,100	△ 3,900	14,000
支出(消耗品、茶菓子等)	15,000	11,100	△ 3,900	14,000
収入－支出	0	0	0	0

3 総計(管理事業と自主事業の計)

(単位：円)

項目	平成26年度			平成27年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	7,291,000	6,894,279	△ 396,721	7,129,000
支出	7,291,000	6,956,566	△ 334,434	7,129,000
収入－支出	0	△ 62,287	△ 62,287	0

2 田島二丁目区自治会

田島二丁目区自治会は、非公募により、平成23年度から田島いきいきセンターの指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表3、収支状況は表4のとおりである。なお、自主事業は行っていない。

表3 田島いきいきセンターに係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	田島二丁目区自治会 1 設立年月日 昭和60年7月1日 2 役員数及び班数（平成27年9月1日現在） 会長 1人 副会長 1人 会計 1人 班数 8班 3 所在地 三条市田島二丁目15番2号 4 主な事業 田島いきいきセンターの管理運営		
設置目的	高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るとともに、その健全な生活を推進し、併せて市民の福祉増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。		
所在地	三条市田島二丁目22番16-3号		
内容 (主なもの)	敷地面積 851.96㎡ 建築構造 木造、二階建 複合セラミック瓦葺 延床面積 300.60㎡（1階 178.87㎡、2階 121.73㎡） 主な諸室 1階 食堂、台所、団らん室、教養娯楽室、ふれあい交流室 2階 教育研修室		
使用時間	午前9時から午後10時まで（使用室、使用区分により異なる）		
休館日	日曜日及び土曜日、12月29日から翌年1月3日まで（使用室、使用区分により異なる）		
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成13年10月1日		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用人数	7,032人	6,702人	2,718人
指定管理料	5,799,000円	5,841,000円	5,841,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成25年度及び平成26年度は実績、平成27年度は8月末現在及び当初額を示す。

表4 収支状況

(単位：円)

項目	平成26年度			平成27年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	7,141,000	9,168,597	2,027,597	7,191,000
実費徴収金	1,050,000	1,095,000	45,000	1,090,000
使用料	250,000	263,660	13,660	260,000
指定管理料	5,841,000	5,841,000	0	5,841,000
貯金利息	0	604	604	0
昨年度繰越金	0	1,968,333	1,968,333	0
支出	7,141,000	7,229,772	88,772	7,191,000
人件費	5,207,000	5,284,475	77,475	5,207,000
報酬	5,207,000	4,540,896	77,475	5,207,000
法定福利費		743,579		
消耗品費	60,000	49,374	△ 10,626	60,000
燃料費	150,000	104,623	△ 45,377	140,000
賄材料費	950,000	809,107	△ 140,893	945,000
水道光熱費	440,000	436,438	△ 3,562	460,000
電気使用料	360,000	362,647	2,647	380,000
ガス使用料	50,000	49,459	△ 541	50,000
水道使用料	30,000	24,332	△ 5,668	30,000
通信運搬費	40,000	35,335	△ 4,665	40,000
手数料	15,000	5,184	△ 9,816	15,000
傷害保険料	7,000	6,260	△ 740	7,000
委託料	134,000	146,918	12,918	134,000
浄化槽管理委託料	80,000	75,344	△ 4,656	80,000
器具点検委託料	30,000	47,574	17,574	30,000
鍵管理委託料	24,000	24,000	0	24,000
使用料	15,500	13,990	△ 1,510	15,500
備品購入費	74,500	272,592	198,092	100,000
修繕費	0	35,476	35,476	31,500
会議等出席謝礼金	48,000	30,000	△ 18,000	36,000
収入－支出	0	1,938,825	1,938,825	0

3 農業体験学習施設（よってげ邸）

よってげ邸管理組合は、非公募により、平成23年度から農業体験学習施設（よってげ邸）の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表5、収支状況は表6のとおりである。なお、自主事業は行っていない。

表5 農業体験学習施設（よってげ邸）に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	よってげ邸管理組合 1 設立年月日 平成14年4月1日 2 組合員数 8人（平成27年9月1日現在） 3 所在地 三条市早水588番地2 4 主な事業 農業体験学習施設（よってげ邸）の管理運営		
設置目的	農業体験及び農業者とのふれあい、交流を通じて農業に対する理解を深めることを目的とする。		
所在地	三条市早水588番地2		
内容 （主なもの）	敷地面積 5,440.89㎡ 建築構造 木造、トタン葺、平屋建 延床面積 706.25㎡ 主な諸室 宿泊室2室、厨房、食堂、浴室（男子用1・女子用1）、 屋内運動場、グラウンド		
使用時間	日帰りの場合 午前10時から午後5時まで 宿泊の場合 午前10時から翌日の午前10時まで（2泊以上継続して使用する場合は、使用を終了する日の午前10時まで）		
休館日	水曜日及び12月28日から翌年1月4日まで		
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成14年4月1日		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用人数	8,260人	10,180人	10,690人
指定管理料	2,466,000円	2,665,000円	2,665,000円

（注）利用人数及び指定管理料は平成25年度及び平成26年度は実績、平成27年度は8月末現在及び当初額を示す。

表6 収支状況

(単位：円)

項 目	平成 26 年度			平成 27 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収 入	3,505,000	3,458,052	△ 46,948	3,505,000
利用料金収入	765,000	719,900	△ 45,100	765,000
指定管理料	2,665,000	2,665,000	0	2,665,000
自動販売機設置料	75,000	73,152	△ 1,848	75,000
支 出	3,505,000	3,319,811	△ 185,189	3,505,000
人件費	2,284,000	2,141,000	△ 143,000	2,284,000
会議費	50,000	17,294	△ 32,706	50,000
消耗品費	131,000	208,884	77,884	131,000
水道光熱費	650,000	712,721	62,721	675,000
燃料費	20,000	12,720	△ 7,280	20,000
修繕費	20,000	32,718	12,718	30,000
通信運搬費	75,000	58,457	△ 16,543	75,000
委託料	140,000	130,337	△ 9,663	130,000
衛生費	100,000	0	△ 100,000	100,000
借上料	5,000	0	△ 5,000	0
共済費	30,000	5,580	△ 24,420	10,000
目的外使用料	0	100	100	0
収入－支出	0	138,241	138,241	0

4 株式会社下田郷開発

株式会社下田郷開発は、非公募により、平成23年度から八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表7、収支状況は表8・9のとおりである。なお、自主事業は行っていない。

表7 八木ヶ鼻温泉保養交流施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	株式会社下田郷開発 1 設立年月日 平成11年10月8日（法人登記 平成11年10月8日） 2 資本金 115,000千円（本市出資69,000千円） 3 役員数及び従業員数（平成27年9月1日現在） 理事 11人 従業員 72人（臨時及びパート職員含む） 4 所在地 三条市南五百川16番地1 5 主な事業 ・温泉利用施設、スポーツ施設、遊技場の経営 ・食堂及び喫茶店の経営 ・観光用土産品の販売ほか		
設置目的	市民に福利厚生及び健康増進の場を提供するとともに、交流人口を拡大し、地域社会の発展を図ることを目的とする。		
所在地	三条市南五百川 16 番地 1		
内容 (主なもの)	敷地面積 24,500 m ² 日帰り温泉施設（いい湯らてい） 建築構造 鉄筋コンクリート造、二階建 延床面積 4,051.38 m ² 主な諸室 1階 食堂、売店、休憩室、仮眠室 2階 男女大浴場、大小宴会場、貸室 スポーツ交流施設棟（はやぶさ） 建築構造 鉄骨造、一部鉄骨造、平屋建 延床面積 1,607.50 m ² 主な諸室 体育館、フィットネスルーム		
使用時間	温泉保養施設 午前10時から午後10時まで スポーツ交流施設 午前9時から午後1時まで 午後1時30分から午後5時30分まで 午後6時から午後10時まで 温泉給湯スタンド 午前5時から午後9時まで（現在使用中止）		
休館日	第3水曜日（水曜日が休日に当たるときは、その翌日。） 1月1日及び12月31日（現在、年末年始は通常営業）		
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成12年4月1日		
年度 利用人数等	平成25年度	平成26年度	平成27年度
いい湯らてい	191,561人	181,029人	78,955人
はやぶさ	2,485人	2,651人	579人
指定管理料	3,722,000円	3,807,000円	3,911,000円

（注）利用人数及び指定管理料は平成25年度及び平成26年度は実績、平成27年度は8月末現在及び当初額を示す。

表8 収支状況(八木ヶ鼻温泉保養交流施設合計)

(単位:円)

項目	平成26年度			平成27年度
	予算額	決算額	決算-予算	予算額
収入	430,880,040	404,983,328	△ 25,896,712	422,459,600
利用料金収入	421,922,520	400,643,645	△ 21,278,875	418,289,400
いい湯らてい	421,097,400	399,868,745	△ 21,228,655	417,512,880
はやぶさ	825,120	774,900	△ 50,220	776,520
指定管理料	3,807,000	3,807,000	0	3,911,000
受取利息	259,200	46,417	△ 212,783	259,200
雑収入	4,891,320	486,266	△ 4,405,054	0
支出	406,423,040	392,295,647	△ 14,127,393	406,262,920
人件費	139,001,000	139,045,558	44,558	146,902,000
備品消耗品	5,004,720	4,708,391	△ 296,329	4,154,760
図書印刷費	2,265,840	1,919,966	△ 345,874	2,062,800
燃料費	27,068,040	21,602,645	△ 5,465,395	24,084,000
光熱水費	37,211,400	35,190,450	△ 2,020,950	38,310,840
通信費	2,223,720	2,128,371	△ 95,349	2,019,600
手数料	3,219,480	3,523,984	304,504	3,331,800
委託料	12,161,880	11,419,518	△ 742,362	8,255,520
施設管理委託料	9,335,520	8,330,597	△ 1,004,923	5,118,120
設備管理委託料	2,826,360	3,088,921	262,561	3,137,400
公課費	2,193,480	2,252,392	58,912	2,700,000
修繕費	4,028,400	3,212,891	△ 815,509	2,970,000
売上原価	135,048,600	127,219,518	△ 7,829,082	133,092,720
雑損失	64,800	63,399	△ 1,401	64,800
特別損失	0	106,334	106,334	0
その他	36,931,680	39,902,230	2,970,550	38,314,080
収入-支出	24,457,000	12,687,681	△ 11,769,319	16,196,680

表9 収支状況(第8表のうちスポーツ交流施設分)

(単位:円)

項目	平成26年度			平成27年度
	予算額	決算額	決算-予算	予算額
収入	4,907,000	4,581,900	△ 325,100	5,011,000
利用料金収入	1,100,000	774,900	△ 325,100	1,100,000
指定管理料	3,807,000	3,807,000	0	3,911,000
支出	4,907,000	4,541,265	△ 365,735	5,011,000
人件費	1,700,000	1,704,000	4,000	1,700,000
消耗品費	277,000	129,600	△ 147,400	277,000
燃料費	1,029,000	710,395	△ 318,605	1,029,000
光熱水費	822,000	1,536,395	714,395	926,000
修繕料	205,000	212,119	7,119	205,000
委託料	308,000	103,680	△ 204,320	308,000
通信運搬費	61,000	31,104	△ 29,896	61,000
備品購入費	51,000	0	△ 51,000	51,000
その他	454,000	113,972	△ 340,028	454,000
収入-支出	0	40,635	40,635	0

5 八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合

八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合は、非公募により、平成23年度から八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表10、収支状況は表11のとおりである。なお、自主事業は行っていない。

表10 八木ヶ鼻オートキャンプ場に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合 1 設立年月日 平成14年4月1日 2 役員数及び従業員数（平成27年9月1日現在） 組合員 8人 3 所在地 三条市北五百川143番地 4 主な事業 八木ヶ鼻オートキャンプ場の管理運営		
設置目的	豊かな自然環境を活用し、観光の振興と地域社会の発展を図ることを目的とする。		
所在地	三条市北五百川 143 番地		
内容 (主なもの)	敷地面積 11,075.00 m ² 東屋 建築構造 鉄筋コンクリート造、平屋建 延床面積 9.6 m ² コテージ (2棟) 建築構造 木造、平屋建 延床面積 84.76 m ² 炊事棟 (1棟) 建築構造 木造、鉄板葺、平屋建 延床面積 15.90 m ² 便所 (1棟) 建築構造 木造、鉄板葺、平屋建 延床面積 31.47 m ²		
使用時間	日帰り 午前10時から午後9時まで 宿泊 午前10時から翌日又は使用を終了する日の午前10時まで		
開場日	4月1日から11月30日まで		
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成14年4月1日		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用人数	2,845人	2,865人	2,114人
指定管理料	2,190,000円	2,196,005円	2,219,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成25年度及び平成26年度は実績、平成27年度は8月末現在及び当初額を示す。

表 1 1 収支状況

(単位：円)

項 目	平成 26 年度			平成 27 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	4,599,000	4,323,236	△ 275,764	4,599,000
利用料金収入	2,350,000	2,111,000	△ 239,000	2,350,000
指定管理料	2,219,000	2,196,005	△ 22,995	2,219,000
自動販売機手数料	0	16,152	16,152	0
雑収入(預金利息)	30,000	79	△ 29,921	30,000
支出	4,599,000	4,284,312	△ 314,688	4,599,000
人件費	3,500,000	3,468,340	△ 31,660	3,500,000
消耗品費	300,000	92,086	△ 207,914	300,000
印刷製本費	25,000	23,000	△ 2,000	25,000
燃料費	10,000	2,111	△ 7,889	10,000
光熱水費	300,000	310,481	10,481	300,000
修繕費	200,000	177,005	△ 22,995	200,000
食糧費	50,000	38,610	△ 11,390	50,000
通信運搬費	54,000	60,000	6,000	54,000
使用料	0	5,000	5,000	0
備品購入費	50,000	10,925	△ 39,075	50,000
公課費	0	1,000	1,000	0
その他	90,000	95,754	5,754	90,000
予備費	20,000	0	△ 20,000	20,000
収入－支出	0	38,924	38,924	0

6 中浦ヒメサユリ森林公園

中浦ヒメサユリ森林公園管理組合は、非公募により、平成23年度から中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表12、収支状況は表13のとおりである。

表12 中浦ヒメサユリ森林公園に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	中浦ヒメサユリ森林公園管理組合 1 設立年月日 平成6年4月1日 2 組合員数 37人 (平成27年9月1日現在) 3 所在地 三条市中浦143番地 4 主な事業 中浦ヒメサユリ森林公園の管理運営		
設置目的	豊かな自然環境を活用し、市民の健康増進と生活文化の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活の実現に寄与することを目的とする。		
所在地	三条市中浦143番地		
内容 (主なもの)	敷地面積 10,992.19㎡ 建築構造 木造、平屋建 延床面積 453.25㎡ 主な諸室 試食直売施設、バンガロー、シャワー室、水飲場、物置		
使用時間	日帰りの場合 午前10時から午後5時まで 宿泊の場合 午前10時から翌日の午前10時まで (2泊以上継続して使用する場合は、使用を終了する日の午前10時まで)		
休園日	1月1日から3月31日 有料公園施設 上記のほか木曜日。ただし、木曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日。		
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成6年6月6日		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用人数	8,260人	10,180人	10,690人
指定管理料	5,632,000円	5,805,000円	5,805,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成25年度及び平成26年度は実績、平成27年度は8月末現在及び当初額を示す。

表 1 3 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	平成 26 年度			平成 27 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	7,300,000	7,442,055	142,055	7,500,000
利用料金収入	1,000,000	968,000	△ 32,000	1,000,000
指定管理料	5,632,000	5,805,000	173,000	5,805,000
繰越金	606,355	606,355	0	620,751
雑収入	61,645	62,700	1,055	74,249
支出	7,835,500	8,278,328	442,828	8,480,000
人件費	4,670,000	5,127,800	457,800	5,170,000
役員報酬	170,000	170,000	0	170,000
賃金	4,500,000	4,957,800	457,800	5,000,000
事務費支出	3,165,500	3,150,528	△ 14,972	3,310,000
役員会費	60,000	70,000	10,000	70,000
旅費	20,000	0	△ 20,000	0
消耗品費	300,000	289,404	△ 10,596	300,000
燃料費	250,000	220,882	△ 29,118	250,000
光熱水費	750,000	792,357	42,357	800,000
通信運搬費	50,000	43,569	△ 6,431	50,000
手数料	30,000	15,296	△ 14,704	20,000
委託料	1,300,000	1,192,943	△ 107,057	1,300,000
賃借料	100,000	100,000	0	100,000
備品購入費	300,000	372,259	72,259	400,000
修繕料	0	40,698	40,698	0
負担金	5,500	13,120	7,620	20,000
収入－支出	△ 535,500	△ 836,273	△ 300,773	△ 980,000

2 自主事業

(単位：円)

項目	平成 26 年度			平成 27 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	3,400,000	3,084,714	△ 315,286	3,000,000
食堂売上		2,925,290		
自動販売機売上	3,400,000	89,024	△ 315,286	3,000,000
シャワー		70,400		
支出	2,864,500	1,627,690	△ 1,236,810	2,020,000
賄材料費	2,834,500	1,608,890	△ 1,225,610	1,990,000
交際費	30,000	18,800	△ 11,200	30,000
収入－支出	535,500	1,457,024	921,524	980,000

3 総計 (管理事業と自主事業の計)

(単位：円)

項目	平成 26 年度			平成 27 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	10,700,000	10,526,769	△ 173,231	10,500,000
支出	10,700,000	9,906,018	△ 793,982	10,500,000
収入－支出	0	620,751	620,751	0

第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、監査対象とした施設別に監査概要と併せ着眼点別に記述する。

【共通事項】

基本協定書、仕様書、年度協定書など指定管理者との協定事項について、書類の作成漏れや協定書どおりの事務処理を行っていないなどの基本的な事務処理についての誤りが少なからず見られた。これらは、所管課の指導や事務処理の理解不足によるものと考えられる。

所管課では改めて基本協定書等を見返すとともに、基本に立ち返った事務処理が必要である。また、市の指定管理者制度を統括する行政課からは、再度所管課へ指導願いたい。

【中央いきいきセンターに関する事項】

1 概要

- (1) 「中央いきいきセンターの管理に関する基本協定書」（以下中央いきいきセンターに関する事項の項において「基本協定書」という。）第15条により提出された事業報告書の事業収支は、預金利息の記載がなく決算額に誤りがあり、訂正が生じたことから、適正な報告が必要である。
- (2) 基本協定書では、利用料金は条例に定める範囲内において市の承認を得て定める。管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の書面による承認を受けることとしているが、それぞれ承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (3) 「中央いきいきセンター管理運営業務仕様書」（以下中央いきいきセンターに関する事項の項において「仕様書」という。）で利用料金の減免は指定管理者の業務としているが、減免対象でない団体に誤って減免を行っていた事例があった。
- (4) 仕様書で、危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成するとしているが、作成はしているものの協議を行っていなかった。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、指定管理者公募手続要領により決定しており、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がされていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、特に誤りはなかった。

なお、指定管理料は平成25年度決算額5,788,000円、平成26年度決算額5,834,000円、平成27年度予算額5,834,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかったものの、備品の入替について必要な手

続を行っていなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成26年度分の事業報告書は、平成27年4月30日に提出され基本協定書どおりの提出となっている。

修繕料については、仕様書16(2)で、「大規模修繕を除く修繕料については、市は修繕額を指定して指定管理料に盛り込むが、過不足があった場合には、市が精算するものとする。ただし、不足の場合については、市と協議のあったものに限ることとする。」としており、平成23年度は30,000円、平成24年度は16,770円、平成26年度は9,568円の予算残額が生じているが、所管課の判断により指定管理料の精算(減額)を行っていない。市の指定管理者制度を所管する行政課の業務仕様書作成例では、指定管理料に含む修繕料については、予算額に対して過不足が生じたとしても、原則精算は行わないこと。修繕料が高額で年度ごとに決算額の変動が大きい場合などは、所管課の判断により精算できるものとし、その場合には先の仕様書16の事項を記載することとしている。平成23～26年度の修繕料決算額は、増減はあるものの変動が大きいとまでは言えないとして精算を行わなかった所管課の判断は妥当と考えられる。

なお、平成27年4月1日付けで、修繕料の精算をしないことに基本協定書を変更している。

オ 適時かつ適切な報告と指示

利用料金の決定については、基本協定書第9条で条例に定める範囲内において市の承認を得て定めるものとしているが、指定管理者から利用料金の承認申請書は、提出されず承認も行っていない。

また、業務の再委託については、基本協定書第18条第2項であらかじめ書面による市の承認を受けた場合に第三者に委託することができるとしているが、利用料金と同様に指定管理者から再委託の承認申請書は、提出されず承認も行っていない。利用料金及び第三者への再委託は、市の意思決定が必要な事務であることから、文書による承認通知を行う必要がある。適切な指導を望むものである。

なお、仕様書の基本的事項7で定期的に市が指定した方法により報告を求める管理運営の状況については、毎月「中央いきいきセンター実績報告について」として報告されているものの、報告書は、事務決裁規程の「運営状況の監視及び改善等の指示」により課長専決とすべきところ、課長補佐専決としていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

現地監査において、施設で関係書類の確認を行ったところ、防火管理者の変更届が消防署へ未提出であった。なお、指摘により、消防関係書類は提出されている。

また、平成26年度の消防用設備の保守点検で、非常用の照明装置2か所に不備がある旨を指摘され、平成27年度に修繕を完了している。

その他、関係法令の定める事項に該当する設備は、適正に管理されていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

中央いきいきセンターの設置目的を達成するために必要な業務、使用許可に関する業務は、おおむね適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入としているが、利用料金の減免対象とならない団体に対し減免を行っていたものがあつた。

また、前述の所管課の（１）オのとおり、書面による利用料金の承認願及び一部の業務を再委託するとした承認申請書を提出していない。事前に書面により所管課の承認を得る必要がある。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載しているが、事業報告書の事業収支には預金利息の記載がなく、決算額に誤りがあつた。

また、予算は管理事業収支と自主事業収支の区分がなく、決算においてのみ区分されていた。

エ 備品の適正な管理

備品管理では、備品整理簿に記入がないもの、数量が一致しないものがあつた。

オ 規程、マニュアル等の整備

本施設は、消防法施行令における特定防火対象物とされ、消防法第８条第１項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練が必要な施設とされ、仕様書１１「危機管理に関する事項」（４）では、「危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。」としているが、対応マニュアルは作成しているものの、作成に当たって所管課との協議を行っていない。また、随時訓練については、消防訓練の際に口頭で指示する程度であり、今後実施が必要である。

【田島いきいきセンターに関する事項】

1 概要

- (1) 中央いきいきセンターと同様に「田島いきいきセンターの管理に関する基本協定書」（以下田島いきいきセンターに関する事項の項において「基本協定書」という。）で定める利用料金及び管理業務の第三者への委託に、承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (2) 基本協定書では、管理業務の経理の状況を独立した帳簿に明確に記載し、管理業務を厳正に行うとしているが、出納簿の記入誤りや集計誤りがあり、決算額の訂正が生じたことから、今後適正な経理が必要である。
- (3) 「田島いきいきセンター管理運営業務仕様書」（以下田島いきいきセンターに関する事項の項において「仕様書」という。）では、市と協議の上、危機管理対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととしているが、対応マニュアルの作成及び訓練を実施していないことから、作成及び訓練の実施が必要である。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、地域に密着した施設として、他の自治会や民生委員、老人クラブ、地域包括支援センター等との連携を図り、施設の特性や機能を活かした運営が期待できることから非公募により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がされているものの、指定申請書の收受印の押印漏れ等があった。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、特に誤りはなかった。なお、平成27年4月1日付けで、大規模修繕を除く指定管理料は、指定管理料に含め、過不足が生じても精算しないことに、基本協定書を変更している。

指定管理料は平成25年度決算額5,799,000円、平成26年度決算額5,841,000円、平成27年度予算額5,841,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成26年度分の事業報告書は、平成27年4月27日に提出され基本協定書どおりの提出となっている。

オ 適時かつ適切な報告と指示

中央いきいきセンターに関する項と同様であり、適切な指導を望むものである。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務、使用許可に関する業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。

ただし、中央いきいきセンターと同様に利用料金の決定及び業務の再委託について、事前に書面により所管課の承認を得る必要がある。また、使用許可・利用料金減免申請書の様式は旧様式のため新様式に変更する必要がある。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し伝票等が整理されているものの、出納簿の記入及び集計に一部誤りがあった。

エ 備品の適正な管理

備品管理では、廃棄備品を備品整理簿から除いていないものがあつた。備品の適切な管理に努められたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

中央いきいきセンターと同様に仕様書10「危機管理に関する事項」(4)で、危機管理対応マニュアルの作成及び災害時の対応について随時訓練の実施を定めているが、災害時の対応マニュアルの作成及び訓練を行っていないことから所管課と協議の上、マニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

【農業体験学習施設(よつてげ邸)に関する事項】

1 概要

- (1) 本施設の設置目的は、農業体験及び農業者とのふれあい交流を通じて農業に対する理解を深めることであるが、体育館を併設していることもあり、スポーツ団体の利用が多い。一部宿泊者に田植え体験などもさせているが、今後、本来の設置目的である農業体験等を中心とした自主事業を実施されたい。
- (2) 「農業体験学習施設の管理運営業務仕様書」(以下農業体験学習施設に関する事項の項において「仕様書」という。)で、危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成するとしているが、作成をしていないため、早急に作成が必要である。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、指定管理者制度導入前からよつてげ邸管理組合が施設管理を受託していたことから、引き続き管理をさせることが適当として非公募により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がされていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

「農業体験学習施設の管理に関する基本協定書」(以下農業体験学習施設に関する事項の項において「基本協定書」という。)は、「よつてげ邸管理運営組合」と締結しているが、後年度団体名が「よつてげ邸管理組合」に変更されたことから「運営」の文字に二重線を引いて訂正している。基本協定書は安易に訂正すべきでなく、適切な処理ではない。

基本協定書で定める管理物件のうち管理物品を、電気設備、給排水又は衛生設備及びガス設備、冷房・暖房・通風又はボイラー設備としているが、備品でなく、施設として管理すべきものである。また、詳細は備品台帳を参照のこととしているが、備品台帳は農林課でのみ保管され、施設に備品整理簿が保管されていない。

また、基本協定書第24条第2項で、指定管理者が全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入することとしているが、この保険は市が加入するものである。平成28年度締結の際には留意願いたい。

なお、平成27年4月1日付けで、大規模修繕を除く指定管理料は、指定管理料に含め、過不足が生じても精算しないことに、基本協定書を変更している。

指定管理料は平成25年度決算額2,466,000円、平成26年度決算額2,665,000円、平成27年度予算額2,665,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成26年度分の事業報告書は、平成27年4月30日付けで提出されているが、事務決裁規程による「運営状況の監視及び改善等の指示」を適用し課長専決とすべきところ收受印を押印せず、供覧等の処理がされていなかった。

オ 適時かつ適切な報告と指示

業務の再委託については、承認申請書の提出及び承認通知は適切に行われていた。

なお、利用状況及び管理状況報告は、仕様書どおり毎月提出されているが、收受印を押印せず、供覧等の処理を行っていない。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務、使用許可に関する業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。

利用料金の決定については、基本協定書第9条で条例に定める範囲内において市の承認を得て定めるものとしており、利用料金の承認願を提出し、承認を受けた上で条例、規程どおりの利用料金を徴収している。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し、収入支出も適正に処理していた。

エ 備品の適正な管理

施設に最新の備品整理簿が備えられておらず、備品整理簿の整備が必要である。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、適切な管理を願いたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

仕様書10「危機管理に関する事項」(4)では、「危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。」としているが、マニュアルの整備がされていない。仕様書に沿った履行及び適切な指示を行い、速やかに、市と協議し対応マニュアルを作成する必要がある。

なお、消防訓練は適切に実施していた。

【八木ヶ鼻温泉保養交流施設に関する事項】

1 概要

- (1) 「八木ヶ鼻温泉保養交流施設の管理に関する基本協定書」（以下八木ヶ鼻温泉保養交流施設に関する事項に関する事項の項において「基本協定書」という。）で、管理物品を「管理施設に設置している備品等1式（消耗品的なものは除く）」としているが、管理物品は特定する必要がある。
- (2) 中央いきいきセンターと同様に基本協定書で定める利用料金及び管理業務の第三者への委託に、承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (3) 自動販売機の設置に係る目的外使用の許可及び目的外使用料の徴収において、施設の設置目的に沿っているため目的外使用ではないと所管課は判断している。その判断については適切と考えるが、同様の指定管理施設において目的外使用としている事例もあることから、判断基準の整理が必要である。
- (4) 「八木ヶ鼻温泉保養交流施設管理運営業務仕様書」（以下八木ヶ鼻温泉保養交流施設に関する事項の項において「仕様書」という。）では、市と協議の上、危機管理対応マニュアルを作成するとしているが、作成はしているものの協議を行っていない。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされているものの、事務決裁権者の誤りや通知日の記入漏れ等があった。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書及び八木ヶ鼻温泉保養交流施設の管理に関する年度協定書は、行政課で定める書式により締結を行っているが、基本協定書の締結伺は事務決裁規程による「協定書の締結」の決裁区分により財務課、行政課、総務部長の合議を必要とされているものの、財務課合議を行っていなかった。

また、基本協定書の管理物件は、第5条において別表1のとおりとし、別表1の2管理物品は「管理施設に設置している備品等1式（消耗品的なものは除く）」としており、管理すべき備品の特定をしていない。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、備品を特定し適切な管理を願いたい。

なお、指定管理料は八木ヶ鼻温泉保養交流施設のうちスポーツ交流施設の管理業務として平成25年度決算額3,722,000円、平成26年度決算額3,807,000円、平成27年度予算額3,911,000となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

なお、施設内に飲料の自動販売機が設置されているが、目的外使用許可申請書の提出がされていない。自動販売機の設置は当該施設の設置目的に沿う条例で定める業務の範囲に含まれることから、目的外使用には当てはまらないと所管課で判断し、指定管理となった当初から目的外使用許可申請書の提出と目的外使用料の納付を求めなかったとのことである。施設の設置目的から判断すれば適切と認められるものの、同様の指定管理施設において、目的外使用としている事例もあることから、判断基準の整理が必要である。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第14条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成26年度分の事業報告書は、平成27年4月21日に提出されており、基本協定書どおり提出されているが、事務決裁規程による「運営状況の監視及び改善等の指示」の決裁区分による課長専決が行われていなかった。

修繕料については、仕様書16(1)で、「大規模修繕を除く修繕料については、市は修繕額を指定して指定管理料に盛り込むが、過不足があった場合には、市が精算するものとする。ただし、不足の場合については、市と協議のあったものに限ることとする。」としているが、過不足が生じていないため、指定管理料の精算は行っていない。なお、平成27年4月1日付けで、大規模修繕を除く修繕料は、指定管理料に含め、過不足が生じて精算しないことに、基本協定書を変更している。

オ 適時かつ適切な報告と指示

利用料金の決定については、基本協定書第8条で条例に定める範囲内において市の承認を得て定めるものとしているが、温泉保養施設については条例で1回につき大人1,200円、子ども800円と定めているところ、通常料金を大人850円、子ども600円に、午後5時以降は大人650円、子ども400円とし、その他各種の割引制度を導入しているが、指定管理者から利用料金減額の承認申請書は、提出されておらず承認書もない。

また、業務の再委託については、基本協定書第17条第2項であらかじめ書面による市の承認を受けた場合に第三者に委託することができるとしているが、利用料金と同様に指定管理者から再委託の承認申請書は、提出されておらず承諾書もない。利用料金及び第三者への再委託は、市の意思決定が必要な事務であることから、文書による承認通知を行う必要がある。適切な指導を望むものである。

なお、仕様書で定期的に市が指定した方法により報告を求める管理運営の状況については、毎月報告はされているものの、供覧を行っていない。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

八木ヶ鼻温泉保養交流施設の設置目的を達成するために必要な業務、利用許可に関する業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。

ただし、前述の所管課の（１）オのとおり、利用料金の決定及び業務の再委託について、事前に書面により所管課の承認を得る必要がある。

ウ 収支会計経理事務

会計経理については、他の業務と区分して帳簿や伝票が整理されており、収支の事務も誤りなく適正に処理していた。

エ 備品の適正な管理

備品は適切に管理していた。

オ 規程、マニュアル等の整備

本施設は、消防法施行令における特定防火対象物とされ、消防法第８条第１項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練が必要な施設とされ、仕様書１１「危機管理に関する事項」（３）では、「危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。」としている。しかしながら、マニュアルは作成済みであるが市との協議を行っていないため、速やかに、市と協議した対応マニュアルとしなければならない。

【八木ヶ鼻オートキャンプ場に関する事項】

1 概要

- (1) 「八木ヶ鼻オートキャンプ場の管理に関する基本協定書」（以下八木ヶ鼻オートキャンプ場に関する事項の項において「基本協定書」という。）で、管理物品を「管理施設に設置している備品等１式（消耗品的なものは除く）」としているが、管理物品は特定する必要がある。
- (2) 中央いきいきセンターと同様に基本協定書で定める利用料金の承認申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (3) 「八木ヶ鼻オートキャンプ場管理運営業務仕様書」（以下八木ヶ鼻オートキャンプ場に関する事項の項において「仕様書」という。）で、市と協議の上、危機管理対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととしているが、対応マニュアルの作成及び訓練を実施していないことから、作成及び訓練の実施が必要である。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされてい

るものの、事務決裁権者の誤りや通知日の記入漏れ等があった。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書及び八木ヶ鼻オートキャンプ場の管理に関する年度協定書の締結及び基本協定書の管理物件の特定について、八木ヶ鼻温泉保養交流施設に関する事項の所管課の(1)イと同様に誤っていた。今後、適切な事務処理を願いたい。

なお、指定管理料は平成25年度2,190,000円、平成26年度は施設修繕料の精算を行い決算額2,196,005円、平成27年度予算額2,219,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成26年度分の事業報告書は、平成27年4月28日に提出されており、基本協定書どおり提出されているが、事務決裁規程による「運営状況の監視及び改善等の指示」の決裁区分による課長専決が行われていなかった。

修繕料については、仕様書17(1)で、「大規模修繕を除く修繕料については、市は修繕額を指定して指定管理料に盛り込むが、過不足があった場合には、市が精算するものとする。ただし、不足の場合については、市と協議のあったものに限ることとする。」とし、平成26年度は22,995円の指定管理料の精算(減額)を行っている。なお、平成27年4月1日付けで、大規模修繕を除く指定管理料は、指定管理料に含め、過不足が生じても精算しないことに、基本協定書を変更している。

オ 適時かつ適切な報告と指示

利用料金の決定については、八木ヶ鼻温泉保養交流施設に関する事項の所管課の(1)オと同様に、指定管理者から利用料金承認申請書は、提出されておらず承認書もない。なお、業務の再委託は行っていなかった。

また、仕様書で定期的に市が指定した方法により報告を求める管理運営の状況については、3か月ごとに報告されているものの、供覧を行っていなかった。適切な事務処理、指導を望むものである。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

八木ヶ鼻オートキャンプ場の設置目的を達成するために必要な業務、利用許可に関する業務は、適切に実施し、利用料金も指定管理者の収入となっている。しかしながら、18歳未満の子どもを3人以上養育する保護者等に対し交付しているサンキッズカードを申込者が提示した場合は、利用料金を50%減額するが、団体利用の場合であって

も、利用料金の総額を減額の対象としている。保護者又は家族に対する減免制度であり、申込者以外の利用者が一律対象となるものではない。減免の対象範囲について、所管課と協議し適切な運用を図っていただきたい。

また、前述の所管課の（１）オのとおり、利用料金の決定については事前に書面により所管課の承認を得る必要がある。

なお、業務の再委託は行っていないかった。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し適切に管理していた。

なお、自主事業は行っていないかった。

エ 備品の適正な管理

備品は適切に管理しているものの、管理作業を行うための草刈機は指定管理者が所有する台数が１台で業務量に合わないことから、組合員個人所有の機械を使用している。ガソリン代については指定管理者負担としているものの、今後替え刃等の消耗品について指定管理者と個人の負担割合を定め、個人負担の軽減を検討願いたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

本施設は、消防法施行令における特定防火対象物でないことから、消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練は不用である。

また、危機管理対応マニュアルは、八木ヶ鼻温泉保養交流施設に関する事項の指定管理者の（２）オと同様であり、速やかに、市と協議した対応マニュアルとし、訓練を実施しなければならない。

【中浦ヒメサユリ森林公園に関する事項】

1 概要

- (1) 施設に最新の備品整理簿が備えられておらず、備品整理簿の整備が必要である。
- (2) 「中浦ヒメサユリ森林公園管理運営業務仕様書」（以下八木ヶ鼻オートキャンプ場に関する事項の項において「仕様書」という。）で、市と協議の上、危機管理対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととしているが、対応マニュアルの作成及び訓練を実施していないことから、作成及び訓練の実施必要である。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、指定管理者制度導入前から中浦ヒメサユリ森林公園管理組合が施設管理を受託していたことから、引き続き管理をさせることが適当として非公募により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされている。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

「中浦ヒメサユリ森林公園の管理に関する基本協定書」（以下中浦ヒメサユリ森林公園に関する事項の項において「基本協定書」という。）で定める管理物件のうち管理物品について、台帳を参照のこととしているが、台帳は建設課でのみ保管され、施設に備品整理簿として保管されていなかった。また、今年度新たに購入した備品が、所管課の備品台帳に未登録であった。

なお、平成27年4月1日付けで、大規模修繕を除く指定管理料は、指定管理料に含め、過不足が生じても精算しないことに、基本協定書を変更している。

指定管理料は平成25年度決算額5,632,000円、平成26年度決算額5,805,000円、平成27年度予算額5,805,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第16条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成26年度分の事業報告書は、平成27年4月25日付で提出されているが、事務決裁規程による「運営状況の監視及び改善等の指示」を適用し課長専決とすべきところ、收受印の押印、供覧がされていなかった。

オ 適時かつ適切な報告と指示

業務の再委託については、承認申請書の提出及び承認通知は適切に行われていた。

なお、利用状況及び管理状況報告は、毎月電話で聞き取りを行い、担当課のパソコン内で管理している。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務、使用許可に関する業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。

利用料金の決定については、基本協定書第10条で条例に定める範囲内において市の承認を得て定めるものとしており、平成23年4月1日付け「利用料金の決定について」で承認を求め、同日付で承認されている。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し、収入支出も適正に処理していた。

エ 備品の適正な管理

前述の所管課の(1)イのとおり、施設に備品整理簿を備えておらず、備品整理簿の

整備が必要である。

管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、適切な管理を願いたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

農業体験学習施設よつげ邸と同様に、マニュアルの整備がされていない。仕様書に沿った履行及び適切な指示を行い、速やかに、市と協議し対応マニュアルを作成するとともに、訓練を実施しなければならない。

消防設備の保守点検については適切である。

なお、本施設は、収容人員28人であることから、消防法施行令における非特定防火対象物とされ、消防法第8条第1項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練は不要な施設とされている。

第4 まとめ

今回監査の対象とした施設においては、平成23年度の指定管理者制度への移行後、利用者数の増減はあるものの、指定管理者の努力や様々な独自の事業実施により、指定管理者制度導入による効果が表れているといえる。

所管課においては、指定管理者を指導・監督する立場にありながら、協定書や仕様書に定めている事項の理解が不足しており、必要な事務手続や申請手続がされていないものが共通して見受けられる。再度協定書等の確認を行い、適切な事務処理・指導に当たられたい。

また、これについては、今までの指定管理者監査において幾度となく指摘してきた事項であり、指定管理者制度を統括する行政課においても、本監査結果を踏まえ今一度所管課への指導及び検証を願いたい。

指定管理者においては、利用料金や業務の再委託の承認申請書を提出していない、備品整理簿を作成していないなど、一部改善を要する事項が見受けられた。協定書で定めた事項についてはお互いの約束ごとであることから、これを遵守願うとともに、今後とも、指定管理料の中で経費の節減を行い、独自事業の実施を図りながら、さらに工夫し施設の有効活用に努めていただきたい。

今回監査の対象とした施設は、平成27年三条市議会第5回定例会において、平成28年4月から5年間、今までと同じ事業者が指定管理者に指定された。指定管理者となって2期目となるため、施設運営や独自事業の実施に対し、今まで以上の成果を求められることを理解した上、一層所管課と指定管理者の連携を図り、利用者や入館者から喜ばれる、より良い施設となるよう期待するものである。